

クロアチアから日本入国時における検疫所指定宿泊施設での3日間待機について

2021年12月7日

在クロアチア日本国大使館

2021年12月7日、日本政府は、クロアチアを「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」及び「オミクロン株 (B. 1. 1. 529 系統の変異株) に対する指定国・地域」として指定しました。

これにより、日本時間12月9日午前0時以降、過去14日以内にクロアチアに滞在していた方が日本へ入国／帰国する際には、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書の保持の有無にかかわらず、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での3日間の待機が求められます。その上で、入国後3日目に改めて検査を行い、陰性と判定された方については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日目までの間、自宅等での待機が求められます。

以下のリンクも併せてご参照ください。

[「新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置」](#)

【問い合わせ窓口】

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

日本国内から：0120-565-653